

下級国司の任用と交通

——二条大路木簡を手がかりに——

序

古代の地方行政制度としての国司制については、吉村茂樹氏の全般的研究や、平野邦雄氏の国務担当者の実態を解明した詳細な研究、さらに吉沢幹夫氏の諸国史生についての基礎的な論考がある。⁽¹⁾ 小稿では、こうした諸研究においてこれまで言及されることの少なかった諸国目・史生の任用の具体的様相とその意義を、二条大路木簡の削屑を手がかりにして考えてみたい。

まずはじめに、二条大路木簡の概要を確認しておこう。⁽²⁾ この木簡群は、平城京の左京二条二坊五坪と三条二坊八坪の間の二条大路路面上に掘削された溝SD五三〇〇、SD五三一〇、SD五一〇〇から出土したものである。これらの遺構の性格は明らかではないが、溝の両端が途切れており、塵芥処理用の土坑に近いものと考えられている。埋没年代は、SD五三〇〇が天平九年(七三七)の初頭頃、

鈴木景二

SD五一〇〇は天平十二年(七四〇)三月以降まもなくと推定されているが、⁽³⁾ 出土木簡の年紀は天平七・八年(七三五・七三六)に集中しており、その前後のものとしてよい。

内容は多岐にわたるが、天皇家に密接に関わると考えられる一群と、藤原麻呂の家政機関に関わる一群に大きく分類することができるとされる。⁽⁴⁾ 後者は正倉院文書と共通する人物が登場する食糧支給木簡をも含んでおり、トネリなどの下級官人の活動の場において使用されたことをうかがわせる。まず、そのなかの八片の削屑の検討から始める。

一 文例削屑の検討

小稿でとりあげる削屑は、二条大路路面北側のSD五三〇〇の東寄りJF一〇地区から出土したものである。同じSD五三〇〇の西寄りJD二八地区からは、木簡群を残した主体に藤原麻呂の家政

次に、その削屑の釈文を『概報』によつて掲げよう。⁽⁶⁾ただし同書所収の写真図版により一部改めた箇所がある。

〔A〕・□国司解申副物欠少事 右去年陽旱

「證人」
□證力

〔B〕
□右去年

〔C〕
 □陽旱五穀不登老小飢饉求□
 年力 四方

〔D〕
 飢力
 匱四方求食此往彼堺彼来此間

〔E〕
〔如力〕
□件仍具事□

〔F〕
事狀便付調使位姓

〔G〕
□税調使位姓□
□

[H]
□□
□送
□謹
解□

[申力]

これら八片の削屑は、『概報』がこれを別個に掲載しているように、これ以上接続することは難しいようであるが、図版でみると材質も近く筆蹟も似ており、本来一連のものとみてさしつかえないで

あろう。AとBの「右去年」の文言や、AとCの「(年)陽旱」の文言、さらにCとDで「(飢)饑四方求」の文言がそれぞれ重複していることから、直接つながっていたものではなからう。Aの冒頭の未読の文字は、わずかな残画が認められるにすぎないが、図版によれば削屑上端の左側は本来の端部が残されているように見え、もしそうならば二文字の国名ではなく、偏平な一文字と推定される。

さて、AとHの削屑の文言が、この『概報』の配列のままでほぼひとつづきの文章となることは一見して明らかである。すなわちこの文章は、いずれかの国司が、前年度の旱魃のため農作物が稔らず老人や子供が飢饉に陥って食糧を四方に求めて右往左往していること、そのために貢納すべき調副物に欠少の出ることを、貢調使に付して上申した解文の文言である。そして前述の如く文言に重複のあることや、Cのように書き落した文字を傍書していること、またこれが削屑として残存したことなどから、正文や案文ではなく習書であることも疑いない。

さらに、文中の文言が「五穀不登」などの常套句であり、F・Gの文末の位置に相当する部分に公式令にみられるような「位姓□」とあることは、この習書が実際に上申された解文を臨書したものである、国司上申文書の文例（書札）をテキストとして行なわれたことを示している。

つまりこの削屑は、地方行政に関わる公文書の具体的な文例集が、



G



H



M



L



E 表



F



K



D



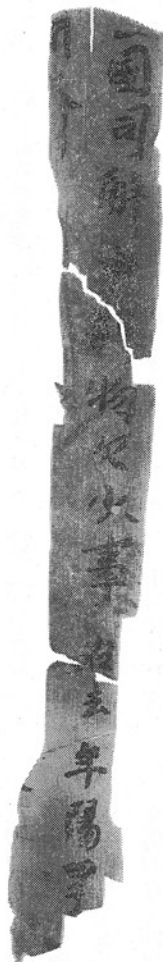
J



C



I



A 表



B

奈良時代の早いころにすでに成立していたことを物語る興味深い史料なのである。

ところで、これに類するとみられる削屑は、以前に平城宮内からも出土している⁽⁷⁾（下段の数字は『平城宮木簡』一の木簡番号）。

〔I〕 右以今^{〔月カ〕} (七二)

〔J〕 △郡司^{〔解カ〕} (七三)

〔K〕 □□司移^{〔△国カ〕} (七四)

〔L〕 □□如件^{〔△国カ〕} (八五)

〔M〕 □□□□^{〔部カ〕} (八六)

□□下△位姓名□

これらの削屑は、平城宮内裏北外郭の東区に掘られた土坑SK八二〇から、西宮兵衛関係の木簡などとともに出土した。土坑の埋没は天平十九年（七四七）から遠くへだたらない時期とされ、削屑はその性質上保管されるものではないから、これらの削屑が書写され廃棄されたのも同じころであろう。

右のうち、I・Lは文例の一部とは断定できないが、他のものと一連のものである可能性がある。J・K・Mは、『平城宮木簡』一解説のいうように、いずれも個有名詞の箇所に「△」すなわち「某」とあるから、これらがA～Hと同様に地方における公文書の文例をテキストにした習書であることはほぼまちがいない。J・Kは公文

書の書き出しにあたり、上端も残存しており、Aと同様のものと考えられる。両者を比較すれば、Aの冒頭の残画も「△」であった可能性が高い。

以上の削屑のテキストとなった文例集は、おそらく現実に上申された典型的な国司解文等の個有名詞を「△」におきかえて作られたとみられ、⁽⁹⁾同様にして平安末期に三善為康が中下級官人の文書行政用参考書として撰述した『朝野群載』⁽¹⁰⁾（巻四以下）の先駆的なものであったと考えられる。

A～Hのもとになった文書は確認できないが、文中に養老元年（七二七）に廃止された調副物⁽¹¹⁾がみえるから、それ以前に上申された文書を下敷にしており、したがってこれを含んでいた文例集の成立もそれ以前か、調副物廃止からそれ程遠くない時期と考えられる。二条大路木簡は大体天平七・八年（七三五・七三六）のものであるから、このテキストは短くても約二十年にわたって利用されていたこととなる。また、この文例を手本とした文書を見付けることも難しいが、『続日本紀』にみえる「大倭・河内五穀不_レ登、百姓飢饉、並加_二賑給_一」（天平五年二月甲申条）といった災異による賑給や租税減免記事のなかには、この文例をもとにした解文によっているものが含まれている可能性もある。

これまで述べてきたように、天平期にはすでに地方行政に関する実用的な文例集が成立しており、それを習書した削屑が時と場所を

異にして出土していること⁽¹²⁾から、それが比較的広く一般に利用されていたと考えられる。そしてその習書に励んでいたのは、トネリなどの下級官人であった。当時の下級官人は教養書として『文選』や『千字文』などを学習していたが、それを示す『文選』の習書の削屑は、I~Mと同じSK八二〇から出土したものであったし、A~Hの出土したSD五三〇〇からは、阿刀酒主の名や『千字文』の習書を記した「楼閣山水之図」、『千字文』を習書した木簡や削屑が出土している⁽¹³⁾。当時の下級官人たちは、官僚としての教養を身につけるため漢籍の研鑽に勉める一方で、実務に通曉すべく公文書の習得にいそしんでいたのである。小稿でとりあげた一連の削屑は、律令制を現実に運用していた下級官人が、その文書行政を支える実務技能をいかにして獲得していったのかを顕示するものといえよう。

二 下級官人の国司任用

前節で検討したA~Mの削屑により、その存在が推定される文例集の内容は、諸国の国司・郡司の発給する地方行政文書であった。したがって、その実用性から考えれば、各地の国衙、郡家に備えられ実務に供せられるべきものである。では、その習書の削屑が平城京から出土したこと、いいかえれば地方行政文書が京内において学習されていたことは、なにを意味するのであろうか。在京の下級官

人がその実務において、こうした文書を作成することは想定し難い。だとすれば、彼らがこのような文例を必要とし学んでいたのは、いづれ地方官として赴任することを予想または期待していたためと考ええるのが自然である。

ところで当時の官人の出身、昇進にはさまざまなケースがありえたが、基本的には次の二つのコースをたどったことが土田直鎮氏によつて明らかにされている⁽¹⁶⁾。

A 蔭子孫 内舍人 → 判官

諸舍人 → 主典

B 位子・白丁 諸舍人 → 史生 → 主典

こうした原則を明らかにするため土田氏が抽出された事例は、史料上の制約から京官のみであったが、さらに土田氏は越前国史生から造東大寺司主典に転じた安都雄足の例もあるから、外官もほぼ同様であろうことを示唆されている。以上のような土田氏の見解をふまえて、在京下級官人が国司としての赴任を予想していた事実を勘案すると、在京下級官人→諸国下級国司という基本的な昇進コースの存在が浮かびあがる。

そこで次に、B位子・白丁の昇進コースに相当する諸国の目・史生について管見に入つた事例を列挙する⁽¹⁷⁾。なお、これらは異動の状況を窺うことを目的としており官歴の全てはあげていない。人名の下には竹内理三・平野邦雄・山田英雄氏編『日本古代人名辞典』の

卷・頁、事項の下には典拠を付した。数字のみは『大日本古文書』(編年文書)、「東」は『大日本古文書』家わけ第十八東大寺文書、「銘」は松嶋順正氏編『正倉院寶物銘文集成』、「概」は『平城宮発掘調査出土木簡概報』の、それぞれ巻・頁を示す。

1 在京下級官人↓諸国目・史生

①茨田沙弥万呂(6 一六三八)

天平三年 写経所へ出仕 (二四—10)

天平勝宝七歳二月 從七位下 上総少目 (万葉集四三五九)

②尾張張人(2 三〇三)

天平六年七月 写経所へ出仕 (一—582)

天平勝宝元年十二月 從八位上 丹後目 (東三—98)

③土師田次(5 一四一五)

天平七年九月 写経所へ出仕 (七—42)

天平勝宝二年正月 從八位上 但馬国史生 (東三—64)

④大友真君(2 三四三)

天平八年七月 在京下級官人 (概二四—6)

天平二十年十月 從八位下 山背国史生 (東二—392)

⑤大鳥高国(2 三八七)

天平八年八月 中宮舍人 (概二四—5)

神護景雲四年四月 正七位上 摂津大属 (東三—19)

⑥日下部乙万呂(3 六八五)

天平八年八月 中宮舍人 (概二四—5)

天平勝宝九歳八月 從六位下 隠岐目 (五—497)

⑦膳石別(2 四九一)

天平十年四月 從七位下 勲十二等 左京大属 (概二—9)

天平十年四月 伊勢大目 (二四—75)

⑧赤染麻呂(1 四三)

天平十年 正八位下 舍人長 (二四—85)

天平十年八月 正八位下 周防国史生 (二—132)

⑨高志広道(3 七七六)

天平十一年八月 施薬院官人 (二—180)

天平勝宝五年十月 正八位上 常陸国史生 (銘—299)

⑩桑原足床(3 七三九)

天平十三年六月 写経所へ出仕 (二—304)

天平宝字四年六月 甲斐目 (四—423)

天平宝字五年十二月 正六位上 甲斐員外目 (四—524)

⑪播磨斐太麻呂(5 一四三二)

天平勝宝元年三月 図書寮未選 写経所へ出仕 (二〇—370)

天平宝字五年頃(カ) 從八位上 写経所へ出仕 (二五—133)

天平神護三年三月 正七位下 伊賀国史生 (東二—356)

⑫鬼室虫麻呂(3 六三六)

天平勝宝元年十一月 造東大寺司官人 (二四—168)

- 天平勝宝四年正月 從六位下 木工大属 (東三—13)
- 天平勝宝七歲五月 從六位下 相模大目 (四—59)
- ⑬坂本人上 (3 八五〇)
- 天平勝宝頃 無位 造東大寺司へ出仕 (二五—76)
- 天平勝宝七歲二月 遠江国史生 (万葉集四三三七)
- ⑭贊秦惠師麻呂 (4 九六〇)
- 天平勝宝四年閏三月 画師、六宗厨子に彩色 (三—567)
- 宝龜八年十月 正六位上勲八等 上総大目 (銘—310)
- ⑮坂上子老 (3 八四五)
- 天平勝宝九歲正月 正七位上 左京少属 (四—120)
- 天平宝字七年五月 奈良役官司へ出仕 (五—438)
- 天平神護元年十月 正六位上↓外從五位下 出雲大目 (統紀)
- ⑯長江田越麻呂 (5 一二四八)
- 天平宝字五年正月 少初位上 内史局裝潢 (寧業遺文中—631)
- 天平宝字五年四月 写經所へ出仕 (二五—51)
- 天平宝字五年五月 少初位上 伊豆国史生 (二五—56)
- ⑰大伴赤崎 (2 三四七)
- 天平宝字二年十一月 白丁 写經所へ出仕 (二四—232)
- 天平宝字五年四月 写經所へ出仕 (二五—113)
- 延暦五年 尾張大目 (平安遺文一—20)
- ⑱秦広人 (5 一三六〇)
- 宝龜二年六月 奉写一切經所へ出仕 (一一八—322)
- 宝龜四年正月 從六位下 豊前員外目 (八幡宇佐宮御託宣集)
- 2 諸国目・史生↓在京官人
- ⑲忌部鳥麻呂 (1 一二二九)
- 天平二年 大初位上 安房目 (一一—424)
- 天平勝宝元年四月 正六位上↓從五位下 神祇少副 (統紀)
- ⑳阿部牛養 (1 二二五)
- 天平十年十月 大初位下勲十等 長門国史生 (二—133)
- 天平宝字二年九月 散位大初位下 東大寺写經所へ出仕 (四—310)
- ㉑大石真人 (2 三三二)
- 天平十年四月 美濃少目 (二四—75)
- 天平勝宝二年正月 正六位上↓外從五位下 (統紀)
- 天平勝宝四年六月 外從五位下 鼓吹正 (二五—52)
- ㉒葛井立足 (6 一四八五)
- 天平十年四月 三河目 (二四—75)
- 天平宝字四年正月 正六位上↓外從五位下 陸奥鎮守軍監 (統紀)
- 天平宝字八年正月 外從五位下 主計助 (統紀)
- ㉓林佐比物 (5 一四二八)
- 天平十一年 從八位下 伊豆目 (二—192)
- 天平勝宝七歲正月 正七位上 九月九日祭につき勘奏 (政事要略)
- ㉔佐味比奈麻呂 (3 八三〇)

天平勝宝五年十一月 從八位下 武藏国史生

(銘一315)

宝龜五年五月 正六位上 典鑄正造西大寺司判官(京北班田)

宝龜十年九月 正六位上↓從五位下

(統紀)

②5 日下部阿弓万呂(3 六八四)

天平宝字二年八月 但馬国史生

(一五一132)

宝龜二年十一月 正六位上↓外從五位下

(統紀)

宝龜三年十一月 外從五位下 内匠員外助

(統紀)

②6 紀門守(3 六二二)

神護景雲元年八月 正六位上↓外從五位下 参河目

(統紀)

神護景雲二年六月 從五位下 図書助

(統紀)

神護景雲二年十一月 從五位下 勅旨大丞

(統紀)

②7 菅野真道

宝龜九年二月 少内記

(公卿補任)

宝龜十一年 近江少目

(公卿補任)

延暦元年 右衛士少尉

(公卿補任)

延暦二年正月 正六位上↓外從五位下

(統紀)

②8 秋篠安人(5 一四二〇)

延暦元年以前 播磨少目

(外記補任)

延暦元年五月 正八位上 少内記

(統紀)

延暦八年正月 正六位上↓外從五位下

(統紀)

3 在京下級官人↓諸国目・史生↓在京官人

②9 辛国東人(2 五五五)

天平三年九月 大寺請経牒に自署

(七一32)

天平十年四月 上総目

(二四一75)

天平宝字二年七月 写経所に出仕

(二三一358)

③0 丸白麻呂(7 一八六二)

天平七年八月 少初位下 太政官史生

(一一一629)

天平十年四月 信濃目

(二四一75)

天平宝字五年四月 写経所へ出仕

(二五一109)

③1 三島宗麻呂(6 一六四八・7 一九七〇)

天平勝宝四年閏三月 散位從七位上 紫微中台へ出仕

(二二一258)

天平勝宝四年五月 大倭大目

(二二一278)

天平宝字二年九月 正六位下 内記

(四一310)

天平宝字三年十一月 正六位下 越中掾

(東四一7)

③2 息長丹生大國(2 四二四)

天平十七年十月 少初位下 画工令史

(二一464)

天平宝字二年 從六位下 駿河目

(概一九一21)

天平宝字八年正月 正六位上↓外從五位下

(統紀)

天平宝字八年十月 外從五位下 大和介

(統紀)

③3 安都雄足(1 五)

天平二十年九月 写経所舍人

(二〇一277)

天平勝宝六年閏十月 越前国史生

(四一29)

天平宝字二年十月	正八位上	造東大寺司主典	(二五—24)
②④志斐猪養(4)	八七三		
?	從八位下	陰陽寮曆生	(本朝書籍目録)
天平勝宝二年四月	正七位下	美濃大目	(東三—100)
天平宝字二年八月	陰陽允		(一五—130)
②⑤葛井犬養(6)	一四八四		
天平勝宝四年四月	正七位下	大仏開眼会の唐古楽頭(東大寺要録)	
天平勝宝五年三月	造東大寺司主典		(銘—76)
天平宝字二年八月	三河目		(一五—130)
天応元年八月	造東大寺司大判官		(四—203)
②⑥丸馬主(7)	一八六一		
天平宝字四年九月	写經所へ出仕		(二四—447)
天平宝字五年正月	從七位上	河内国史生	(一五—2)
宝龜八年正月	外正六位上	從五位下	(統紀)
宝龜十一年四月	從五位下	造酒正	(統紀)
②⑦田辺淨足(4)	一〇一七		
天平勝宝七歲正月	從八位下	九月九日祭につき勘奏(政事要略)	
天平勝宝八歲十月	從八位下	因幡目	(東二—291)
宝龜九年十二月	正六位上	外從五位下	(統紀)
延暦元年六月	外從五位下	木工助	(統紀)

これらの諸例のうち、1は京から諸国へ、2は諸国から京への一

方向の異動であるが、2は当然赴任の異動があったはずであるし、1も多くは帰京したと思われるから、おそらく3のコースの一部が史料上に現われているものと考えられる⁽¹⁸⁾。したがってこれらの官人は、3に典型的にみられる在京下級官人→諸国目・史生→在京官人といったコースをたどったと想像され、土田氏の指摘されたBコースの下級官人は、昇進にあたって諸国目・史生を経過している場合の少なくないことが認められる。そしてそのコースがある程度規定的であつたらしいことは、②④志斐猪養や②⑨忌部鳥麻呂の例からも推察できる。志斐連氏は陰陽家を輩出した氏で、猪養も從八位下陰陽寮曆生であつた時、『枢機經』三巻を著している。その後、天平勝宝二年(七五〇)には正七位下美濃大目として赴任しており、天平宝字二年(七五八)に陰陽允に任じられている。陰陽允への任官は彼の技能から適職といえるが、美濃大目としての赴任と彼の技能との関連は見出し難い。②⑨忌部鳥麻呂もその前歴は不明ながら、天平二年(七三〇)には大初位上安房目として現地に駐在しており、天平勝宝元年(七四九)には神祇少副として正六位上から從五位下に叙せられ、伊勢奉幣使となっている。彼は天平七年には中臣氏と祭祀権を争つたように神祇祭祀に携わるべき人物であり、忌部氏であることからも神祇少副への任官は自然である。しかし、安房国が忌部氏と所縁のある国であっても、目として赴任すべき積極的理由は見当らない。こうした特殊な職務を担当すべき人びとでも官歴の初期に諸国目を

経ているのは、それが昇進コースとして存在していたからではないだろうか。

このような地方官経過コースの存在は、『延喜式』の次の条文からも裏付けることができるであろう。

〔太政官式〕

（国史大系三三一頁）

凡太政官并左右弁官史生召使等、毎年一人除^{（双行註）}諸国主典、^{（召使）}召使^{（召使）}拜^{（召使）}五畿内・志摩・伊豆・飛驒・佐渡・隠岐・淡路等十一国^{（召使）}。

其劳成任官者、並不^レ依^{（召使）}二年^{（召使）}劳、只計^{（召使）}上日^{（召使）}。

凡式部・民部・兵部等省史生、毎年一人任^{（召使）}諸国目^{（召使）}。

凡内記史生^{（召使）}劳満二十年^{（召使）}者、准^{（召使）}太政官史生^{（召使）}、任^{（召使）}諸国目^{（召使）}。

〔式部式上〕

（国史大系四七六頁）

凡主計・主税・勘解由等寮使史生、^{（召使）}劳十年^{（召使）}為^{（召使）}限、以外諸司史生^{（召使）}廿年^{（召使）}為^{（召使）}限、並補^{（召使）}諸国史生^{（召使）}。

凡大舍人^{（召使）}劳廿年^{（召使）}為^{（召使）}限、毎年一人任^{（召使）}諸国史生^{（召使）}。

これらの条文によれば、太政官、式部省、民部省、兵部省、中務省内記の史生などは諸国目に、また主計寮、主税寮、勘解由使をはじめとする諸司史生や大舍人は諸国史生に、それぞれ任官されることが知られる。前掲の事例は、正倉院文書を基本史料としたため、写経生から諸国へ赴任するまでの間の経歴はほとんど不明であり、必ずしも式の条文に合致するものではないが、^{（20）}丸白麻呂は太政官史生から信濃目に転じたとみられ、式の条文にかなう例となる。

『延喜式』の条文は、奈良時代のこのような基本コースが定式化していったものと考えてよいであろう。

これまでみてきた制度は、律令国家が文書によって支配を行なう以上、各国衙に文筆に堪能な実務官人を必要とすることから必然的に作り出されたものと考えられる。しかし同時にまた、トネリ制度が官人養成の意味をもっていたように、^{（21）}在京下級官人が諸国に赴任して現実の地方行政実務を担当することによって、在地での行政を熟知し手腕を身に着ける意味をも有していたのではないだろうか。

諸国史生の出身母体として地方行政と密接に関係する主計寮、主税寮、勘解由使が規定され、官人候補の大舍人が毎年一人とことさらに明記されているのは、そのためであろう。諸国目も同様と思われるが、その母体が太政官、弁官、式部省、民部省、兵部省等に限られ、毎年一人ずつ任命されることは、それが諸国史生へのコースよりも一ランク上級の昇進コースであったことをうかがわせる。実際を見ると、目経験者は中央官に任ぜられ外従五位下に達するものもある。結果論であり政治的条件も考慮すべきであるが、後に参議に列した^{（22）}菅野真道や^{（23）}秋篠安人も諸国目を経験している。

また平安時代になって、文章得業生がいったん諸国の掾や目に任官され実務経験を積んでから対策に就く場合が現れてきたことも、^{（22）}こうした昇進コースと関係すると思われる。

国司は職分田や事力の給付が史生にまで行なわれるため、^{（23）}『続日

本紀』に「又勅、諸国史生遷易、依格待満三六年二者、望人既多、任所良少、由レ此或有_下至_三於白頭_二不_レ得_一二一任_一、空帰_二故郷_一潜抱_中怨歎_上（天平宝字二年十月甲子条）とあるような事態もそうした経済的権益から説明されるが、⁽²⁴⁾諸国史生への任官希望者が多いのは、そればかりではなく昇進コースのワンステップであったことも要因と考えられる。この点は目も同様であろう。

したがって実際の任官にあたっては何らかの選考が行なわれたと推測される。それは史料上には見るところがないが、弘仁式部式に規定されている諸国史生試補の次第のごときものではなかったかと思われる。前節でとりあげた文例習書の削屑は、下級官人の職務に対する熱意のみならず、こうした国司任官コースへの期待と努力が生み出したものであろう。

三 下級国司の交通

前節では、奈良時代の下級官人の昇進コースとして在京下級官人↓諸国目・史生↓在京官人というコースの存在したことを指摘した。それは、中央集権による地方支配という律令国家の構造と、文書主義による行政システムを運用する実務官人の養成という課題から必然的に設定されたものと考えられるが、当時の下級官人の多くは畿内出身者であったから、⁽²⁵⁾現実には畿内下級官人の都鄙間往來の交通

であった。これは従来から指摘されてきた、地方豪族子弟がトネリとして上京し、やがて故郷へ帰って郡司となるコースとちようど逆コースになるが、都鄙間交通という点では変らぬ役割を果しえたであろう。地方豪族の子弟が、都で得られた文化をみずからのふるさとへ携えて帰ったように、⁽²⁷⁾天平十五年（七四三）に肥後国史生山田方見が任国で書写させた大般若経や、⁽²⁸⁾延暦四年（七八五）に大宰府史生八戸石嶋らが書写した瑜伽師地論は、彼ら下級国司による文化伝播の一端を示す遺品といえよう。

また彼らは現地で会得した知識を持ち帰ったにちがいない。具体例には乏しいが、『大宝令』の註釈書「古記」の作者はその現実的な法解釈から下級国司経験者ではなかったかと考えられており、⁽³⁰⁾その一例といえるかもしれない。万葉歌人として名高い高橋虫麻呂も、東海道方面から常陸国の伝説を数多く採集筆録しており、おそらく常陸国の下級国司であった時期があつて、⁽³¹⁾国守藤原宇合のもとで『常陸国風土記』編纂に関与したと推定されている。このような事例は史料上には現れにくいだが、漢籍に通じ文筆にたけた官人の下級国司經由昇進コースは、文化の交通をもたらしただといえるのではないだろうか。

さらに人的交流も少なからぬ意義をもったであろう。地方豪族子弟がトネリとして上京、出仕することにより、彼らが都城という場において貴族や下級官人と官司制の秩序をこえて私的な関係を形成

するといったことが一般的に行なわれていた。⁽³²⁾したがって、それは下級国司候補者と郡司候補者との人的結合でもあった。

第一節でとりあげた削屑のなかに「⁽³⁴⁾□□司移」(K)とともに「⁽³⁵⁾ム郡司」(J)のあることは、これらの習書の行なわれたところが、彼らがおのおの国司や郡司となることを思い描き、ともに研鑽を重ねた場であったことを物語っている。また二条大路木簡中の「中宮職移」木簡には、⁽³³⁾藤原麻呂の家政機関に outward していた中宮舎人十九人の名が列記されているが、そのうち⑥日下部乙万呂は天平勝宝九歳(七七七)八月には従六位下隠岐目であり(ただし在京)、⑤大鳥高国は神護景雲四年(七七〇)四月には摂津大属となっていた。さらに十九人のなかの「他田神□」が、地方豪族子弟出身コースの典型として有名な海上国造他田日奉部神護であるとすれば、⁽³⁴⁾下級国司および郡司の候補者が、舎人としてともに勤務していた具体例となろう。

彼らが在京中に培った人的関係は、⁽³⁵⁾トネリ相互だけではなく、勤務先の上級官人や貴族との間にも成立するから、彼らが各地へ赴任もしくは帰郷した後もその関係が維持、利用されることはありえたと思われる。二条大路木簡のうち、藤原麻呂に関わる木簡が出土したのとほぼ同じ地区から見付かった文書箱の蓋に「伊勢国少目大倭生羽進上」と記したものが⁽³⁶⁾あり、あるいはそうした関係にもとづいて進上されたものかもしれない。

また、越前や近江などの国に中央貴族の田地が見られ、その所有

が彼らの同族や権力者との関係を介してなされたらしいことが指摘されているが、⁽³⁷⁾このような場合にも下級国司との関係を想定しうるであろう。下級国司は、実務を担当するだけに在地の状況に通じていたと思われる、赴任地での田地所有を許されているから、⁽³⁸⁾例えば讃岐目、摂津少進を歴任した高志和麻呂が両国に水田を所有していたように、⁽³⁹⁾田地を獲得していったであろう。和麻呂はその二国の田地を西大寺に施入しており、結果としてみれば遠隔地における官大寺莊園の成立を導いたことになる。

こうした人的関係が莊園形成に有効に利用された代表的な事例は、岸俊男氏の研究された越前国の東大寺領莊園である。⁽⁴⁰⁾周知のごとく東大寺は越前の莊園の占定にあたって、もと造東大寺司史生であった足羽郡大領生江東人と、もと造東大寺司舎人であった越前国史生安都雄足という現地の郡司および国司の活躍を期待し全面的に協力させたのであった。この場合は最大の官寺たる東大寺の莊園でありやや特殊ではあるが、これまでみてきた下級国司任用のコースおよび在京中に形成される人的関係が政治的に利用された顕著な例とみなすことができると思う。この場合は、規模の大きさと正倉院文書という恵まれた史料によりそれが確かめられるが、この他にも同じような例は一般的に存在したと考えてよいであろう。

小 結

小稿では二条大路木簡を手がかりにして、奈良時代の前半には地方行政文書の文例集が成立しており、都の下級官人がそれを漢籍などと併せて学習していたこと、その背景に律令国家が設定した在京下級官人・諸国目・史生・在京官人という昇進コースが存在したと、それにもとづく交通と在京中に形成された人的関係が、都と諸地域を結ぶ文化的・政治的役割を果たしていたことなどを指摘した。

ところで時代は降るが院政期には、外記や史は五位になって退任すると受領の目代となつて遠国に赴き、巡年になると上洛して賞に預かるのが作法であり、五味文彦氏によれば貴族が任国へほとんど下向しなくなった当時、このような目代が中央と地方を結ぶ大きな働きをしていたという⁽⁴²⁾。時期も社会状況も異なるが、小稿で考察した下級国司の交通を考える上でも啓発されるところが多い。

ここでは奈良時代を通して展開されたであろう多彩な交通の一端を、垣間見たにすぎないが、かかる交通は文献史料上に残されることが稀であり、その実像の把握は容易ではない。新たな資料として、各地域での発掘調査成果の蓄積と文字資料の増加が期待される。

註

(1) 吉村茂樹氏『国司制度崩壊に関する研究』一九五七年、平野邦雄

氏「八世紀における国司の人的構成」『日本歴史』六〇・六一 一九五三年、吉沢幹夫氏「諸国史生に関する一考察」『東北歴史資料館研究紀要』五一 一九七九年。

(2) 奈良国立文化財研究所編『平城京長屋王邸宅と木簡』一九九一年。

(3) 寺崎保広氏「平城京『二条大路木簡』の年代」『日本歴史』五三一 一九九二年。

(4) 前掲註(2)、(3)、鬼頭清明氏「平城京の保存と長屋王木簡―東院南方遺跡の保存を訴える―」(歴史学研究会編『遺跡が消える』一九九一年)。

(5) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』二四 二条大路木簡二 一九九一年、五頁。

(6) 前掲註(5)三四頁、図版十二。なお〔A〕、〔E〕には削屑でありながら裏面にも墨書がある。〔A〕の「證人」の意味は詳らかではないが、当時の月借錢解にみえる「償人」が想起される。そのうちの「山辺千足月借錢解」には「證人」とあり、追筆で「償」と訂正されている(『大日本古文書』六 五一六頁)。

(7) 『平城宮木簡』一一 一九六六年、PL 一一・一五、解説八五・九〇頁。

(8) 前掲註(7)解説一一頁。

(9) 固有名詞を「ム甲」におきかえた奈良時代の文書としては「家屋資財請返解案」が知られている(『大日本古文書』六 一一九頁)。この文書については、橋本義則氏『唐招提寺文書』天之巻第一号文書「家屋資財請返解案」について(『南都仏教』五七 一九八七年)が詳しく検討している。

(10) 彌永貞三氏「朝野群載」(『日本古代の政治と史料』一九八八年)。

(11) 『続日本紀』養老元年十一月戊午条。

(12) 二条大路木簡のうち賛関係などの木簡が、SK 八二〇土坑出土の木簡と共通することを鬼頭清明氏が指摘しておられるが(前掲註へ4)

論文、両遺構は時期を隔てており文例削屑が両所から出土したことは直接関係しないであろう。

- (13) 東野治之氏「奈良時代における『文選』の普及」(『正倉院文書と木簡の研究』一九七七年)。

- (14) 前掲註(7) PL九七・一〇〇、解説一八二・一八三・一八九頁。

- (15) 前掲註(5) 三五・三六頁、東野治之氏「千字文」と古代の役人」古代の文字資料から(『出版ダイジェスト』一九八九年二月号)。

なお「楼閣山水之図」にみられる「勅府比来間取出家人等者」の習書は、『続日本紀』天平六年十一月戊寅条「類聚三代格」巻二 年分度者事 天平六年十一月廿日太政官符」と傍点を付した字句が一致する。

- (16) 土田直鎮氏「奈良時代に於ける舎人の任用と昇進」(『日本歴史地理学会月報』三一五〇年)。

(17) 正倉院文書や木簡にみられる下級官人と各地の国司らが同一人であることを、確実に証明するのはきわめて困難である。しかしここにあげた事例の多くが、同姓同名の別人の偶然に一致したものであるとは考えにくいから、ひとまず姓名が同じで時期的に矛盾しない場合、同一人とみておきたい。

なお、①は『日本古代人名辞典』には二項目としている。④は二条大路木簡と東大寺文書に筆蹟を残すが、同一人とも別人とも判断し難い。⑭は『人名辞典』は同一人か否か不明とする。⑮は『人名辞典』には二項目としている。⑯の鼓吹正とする文書には「大石□□」とあるが(前掲註へ13)東野氏著書三四四頁、『人名辞典』は大石真人であろうとする。⑳は『人名辞典』は同一人か、とする。

また下級国司任官の事例を多く提供する「上階官人歴名」(『大日本古文书』二四 七四頁)、「神祇大輔中臣毛人等百七人歴名」(同五一二九頁)は年紀を記していないが、前者は天平十年(七三八)四月庚申、後者は天平宝字二年(七五八)八月癸卯の任官に関するもので

あることが明らかにされており(野村忠夫氏「所謂『上階官人歴名』断簡私見」(『続日本紀研究』三一五)、「所謂『上階官人歴名』断簡補考」(同三一七 一九五六年)、早川庄八氏「八世紀の任官関係文書と任官儀について」(『日本古代官僚制の研究』一九八六年)、それに従った。

- (18) ここでは基本コースとしてこのように考えるが、現実には国司が部内女子と婚姻関係を結ぶ場合(『類聚三代格』巻七 牧宰事 天平十六年十月十四日勅)や、弘仁五年(八一四)に河内大目となった正六位上相模仁麻呂が現地に土着した例(『日本三代実録』仁和元年九月二十一日条)が知られる。

また⑭播磨直妻太麻呂は、天平六年(七三四)十月に播磨国賀茂郡既多寺で行なわれた「大智度論」百卷書写の知識としてみえる針間国造妻太麻呂(巻七六、『寧楽遺文』下 九八三頁)と同一人とも考えられる(佐伯有清氏「新撰姓氏録の研究」考證篇第六 一九八三年、一八九頁)。彼は、天平宝字五年(七六一)頃(カ)四十一歳であったから『大日本古文书』一五 一三三頁、天平六年には十四歳の計算になる。同一人であれば、地方豪族子弟が中央下級官人となり、さらに諸国史生として赴任したことになる。

- (19) 佐伯有清氏「新撰姓氏録の研究」考證篇第四 一九八二年、二七九頁。

- (20) 鬼頭清明氏「安房国の荷札について」(『九州史学』一〇四 一九九二年)。

- (21) 井上薫氏「トネリ制度の一考察」、「舎人制度の一考察」(『日本古代の政治と宗教』一九六一年)。

- (22) 桃裕行氏「上代学制の研究」一九四七年、九一頁。

- (23) 田令31在外諸司職分田条、軍防令51給事力条。

- (24) 前掲註(1) 吉村氏著書 一七八頁。

- (25) 鬼頭清明氏「平城京出土木簡と下級官人」(『日本古代都市論序説』

- 一九七七年)、寺内浩氏「下級官人とその出身地」(町田章・鬼頭清明氏編『新版 古代の日本』六 近畿Ⅱ 一九九一年)。
- (26) 前掲註(21)、今泉隆雄氏「八世紀郡領の任用と出自」(『史学雑誌』八一—二 一九七二年)。
- (27) 澤田吾一氏『奈良朝時代民政經濟の數的研究』一九二七年、横田健一氏「万葉時代の地方社会と文化」(『白鳳天平の世界』一九七三年)。
- (28) 『寧楽遺文』中 六一九頁。
- (29) 『平安遺文』題跋編 六号 二頁。
- (30) 青木和夫氏「古記の作者」(『日本古代の政治と人物』一九七七年)。なお、青木氏は『続日本紀』天平七年五月壬戌条に入唐請益生としてみえる秦大麻呂が、「古記」の作者である可能性のあることを述べておられるが、最近、坂上康俊氏から疑問点が出されている(『令集解』に引用された唐の格・格後勅について)『史淵』一二八 一九九一年)。
- (31) 五味智英氏「高橋虫麻呂管見」(『萬葉集の作家と作品』一九八二年)、小島憲之氏『上代日本文学と中国文学』中 第五篇 一九六四年。
- (32) 西山良平氏『律令制取奪』機構の性格とその基盤」(『日本史研究』一八七 一九七八年)。
- (33) 前掲註(5)。
- (34) 前掲註(2) 一三五頁脚註。
- (35) 横谷愛子氏「帳内資人についての一考察」(『続日本紀研究』一五二 一九七〇年、前掲註(32))。
- (36) 前掲註(5) 二三頁。なお前掲の実例のうち、⑥⑩⑬⑮⑲は国司に任官されているが写経所へ出仕するなど、在京していることが確かめられる。また二条大路木簡にも、次のように安芸国史生尺度君万呂が常食として鯖を請求している木簡がみられる(前掲註へ5)七頁)。

・請鯖五隻許

右為常食請如件必垂処分

天平八年五月十五日安芸史生尺度君万呂

「鯖」 付男白

148・37・4 011

これらの事例は、下級国司が任官後も旧勤務先とのつながりを保っていたことを示すと考えられるが、在京が一時的なものなのかどうか、という点など問題を残している。

- (37) 藤井一二氏「律令田制と荘園の成立」(『初期荘園史の研究』一九八六年)。
- (38) 田令29 荒廃条。
- (39) 高志連和麻呂は、天平勝宝四年(七五二)十月には従七位下讃岐目であり(『正倉院寶物銘文集』三三一頁)、神護景雲四年(七七〇)四月には正六位上撰津少進であった(『大日本古文書』家わけ第十八東大寺文書之三 一九頁)。そして宝龜十一年(七八〇)十二月の「西大寺資財流記帳」に、彼が讃岐国、撰津国の田地等を施入していたことが見えるから(『寧楽遺文』中 四一三・四一四頁)、おそらく国司在任中に田地を獲得しそれを施入したと考えられる(佐伯有清氏「但馬の目下部氏の系譜伝承」(『日本古代氏族の研究』一九八五年)。
- (40) 岸俊男氏「越前国東大寺領庄園をめぐる政治的動向」(『日本古代政治史研究』一九六八年)。
- (41) 『中右記』天永二年正月二十一日条。
- (42) 五味文彦氏「紙背文書の方法」(石井進氏編『中世をひろげる—新しい史料論をもとめて—』一九九一年)。